

日病薬発第25-265号

平成26年2月13日

各 位

一般社団法人 日本病院薬剤師会
会 長 北 田 光 一

専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査・更新審査に係る取扱いについて
(Q & A)

平素より、薬剤師業務向上のためにご奮闘されていることに敬意を表します。

さて、当会が実施する専門薬剤師・認定薬剤師の全部門に共通する認定審査及び更新審査に係る留意事項の取扱いについては、それぞれQ & Aを策定してご案内しているところですが、この度、両Q & Aを統合すると共に新たな留意事項を追加し改定しましたのでご案内いたします。これから認定及び更新申請を予定されている方は参考にして下さい。

本Q & Aの施行日は、平成26年4月1日からといたします

なお、平成26年3月31日をもって、平成22年3月17日付「専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査に係る取扱いについて(Q & A)」(日病薬発第21-318号)及び平成24年2月17日付「専門薬剤師・認定薬剤師の更新審査に係る取扱いについて(Q & A)」(日病薬発第23-307号)を廃止いたします。

〔 1 〕 「論文」の取扱いについて

< 質問 1 >

専門薬剤師の認定及び専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、1編の論文について、申請に使用できる回数などの制限について教えてください。

【 回答 】

1編の論文を、新たに専門薬剤師の認定を取得するための申請に3回、さらに既に専門薬剤師・認定薬剤師の認定を受けている方が更新をする場合は申請に1回使用することができます。ただし、次の使用制限がありますのでご注意ください。

① 専門薬剤師の認定を取得するための申請の場合

1編の論文を、筆頭著者から第5執筆者のうち3名の方が申請に使用することができます。

② 既に専門薬剤師・認定薬剤師の認定を受けている方が更新をするための申請

1編の論文を、更新申請に1名の方が使用することができます。ただし、執筆者の順に制限はありません。（1名の方が更新申請に使用した場合、他の共同執筆者が更新申請に使用することはできません）。なお、専門薬剤師の認定を取得する際に使用した論文を、更新申請時に再使用することは認められません。

※ 更新申請時には、ご自身の論文リストを提出していただきます。

< 質問 2 >

専門薬剤師の認定及び専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、申請に使用する論文に有効期限はあるのでしょうか。

【 回答 】

専門薬剤師の認定を取得するための申請に使用する場合には、学術雑誌等に掲載された年より10年以内のものでなければなりません。

また、既に専門薬剤師・認定薬剤師の認定を受けている方が更新申請をする場合には、認定期間開始後、学術雑誌等に掲載された年より5年以内のものでなければなりません。

< 質問 3 >

専門薬剤師の認定及び専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、論文の内容が広範囲の専門領域にまたがっている場合、異なる領域の認定申請に各々使用することが可能でしょうか。

【 回答 】

1人の申請者は、複数の領域で使用することはできません。1編の論文を、1つの領域（単一領域）での申請の使用に限ります。なお、専門薬剤師の認定においては、他の共同執筆者が、先の申請に使用された領域とは異なる領域の申請に使用することは可能です。

< 質問 4 >

専門薬剤師の認定及び専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、複数査読制のある国際的あるいは全国的な学術雑誌に掲載された論文であれば、論文の内容の如何に拘らず有効なのでしょうか。

【 回答 】

論文の内容については、各領域の認定審査において、その領域の専門薬剤師・認定薬剤師の論文として妥当か否かを個々に判断いたします。そのため、全てが有効であるとは限りません。

また、論文の内容に係る認定審査上の判定基準等については、定量的な判定基準を示すことができませんので、予めご了承下さい。

〔 2 〕 「学会発表」に係る取扱いについて

< 質問 5 >

専門薬剤師の認定及び専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、1回の発表について、認定申請に使用できる回数などの制限について教えてください。

【 回答 】

1回の発表を、新たに専門薬剤師の認定を取得するための申請に3回、さらに既に専門薬剤師・認定薬剤師の認定を受けている方が更新をする場合は申請に1

回使用することができます。ただし、次の使用制限がありますのでご注意ください。

① 専門薬剤師の認定を取得するための申請の場合

1回の発表を、発表者から第5共同発表者のうち3名の方が申請に使用することができます。

② 既に専門薬剤師・認定薬剤師の認定を受けている方が更新をするための申請
1回の発表を、更新申請に1名の方が使用することができます。

ただし、発表者の順に制限はありません。(1名の方が更新申請に使用した場合、他の共同発表者が更新申請に使用することはできません)。

なお、専門薬剤師の認定を取得する際に使用した発表を、更新申請時に再使用することは認められません。

※ 更新申請時には、ご自身の学会発表リストを提出していただきます。

< 質問6 >

専門薬剤師の認定及び専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、申請に使用する発表に有効期限はあるのでしょうか。

【 回答 】

専門薬剤師の認定を取得するための申請に使用する場合には、発表年より10年以内のものでなければなりません。

また、既に専門薬剤師・認定薬剤師の認定を受けている方が更新をするための申請の場合には、認定期間開始後、発表した年より5年以内のものでなければなりません。

< 質問7 >

専門薬剤師の認定及び専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、発表が広範囲の専門領域にまたがっている場合、異なる領域の認定申請に各々使用することが可能でしょうか。

【 回答 】

1人の申請者は、複数の領域で使用することはできません。1回の発表につい

ては、1つの領域（単一領域）での申請の使用に限ります。なお、専門薬剤師の認定においては、他の共同発表者が、先の申請に使用された領域とは異なる領域の申請に使用することは可能です。

< 質問 8 >

専門薬剤師の認定及び専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、国際的あるいは全国的な学術大会及び日本病院薬剤師会ブロック学術大会で行われた発表であれば、発表の内容の如何に拘らず有効なのでしょうか。

【 回答 】

発表の内容については、各領域の認定審査において、その領域の専門薬剤師・認定薬剤師の発表として妥当か否かを個々に判断いたします。そのため、全てが有効であるとは限りません。

また、発表の内容に係る認定審査上の判定基準等については、定量的な判定基準を示すことができませんので、予めご了承下さい。

〔 3 〕 「認定試験」に係る取扱いについて

< 質問 9 >

専門薬剤師・認定薬剤師の認定において、認定試験に合格した場合の有効期限は、どの程度の期間あるのでしょうか。

【 回答 】

認定試験の合格の有効期間は2年間です。認定試験と同一年度及び次年度の2回の認定申請に有効です。その他の特例措置はありません。

〔 4 〕 「実務研修」に係る取扱いについて

< 質問 10 >

認定薬剤師の認定において、実務研修に有効期限はあるのでしょうか。

【 回答 】

がん、妊婦・授乳婦、H I V感染症の各領域の実務研修については、研修修了年度より5年間（5回の認定申請に）有効です。

〔5〕「講習会の受講」に係る取扱いについて

< 質問11 >

認定薬剤師の認定及び専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、講習会の受講単位(時間)に、有効期限はあるのでしょうか。

【 回答 】

認定薬剤師の認定を取得するための申請に使用する場合には、講習会の受講年度より5年間（5回の認定申請に）有効です。

専門薬剤師・認定薬剤師の更新のための申請に使用する場合には、認定期間開始後、講習会を受講された年より5年以内のものでなければなりません。

なお、申請の際は、受講した講習会の受講証明及びプログラムを必ず提出してください。

〔6〕「日本病院薬剤師会ブロック学術大会」に係る取扱いについて

< 質問12 >

専門薬剤師の認定及び専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、「学会発表」、「対象となる学会・職能団体が主催する学術集会への参加」で対象とされる日本病院薬剤師会ブロック学術大会には、どのようなものが該当するのでしょうか。

【 回答 】

専門薬剤師の認定審査及び専門薬剤師・認定薬剤師の更新審査においては、下記の学術大会を「日本病院薬剤師会ブロック学術大会」の対象といたします。

記

北海道薬学大会

日本病院薬剤師会東北ブロック学術大会
日本病院薬剤師会関東ブロック学術大会
日本病院薬剤師会北陸ブロック学術大会
日本病院薬剤師会東海ブロック・日本薬学会東海支部合同学術大会
日本病院薬剤師会近畿学術大会
日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会
九州山口薬学大会

〔 7 〕 「更新の保留」及び「更新申請」に係る取扱いについて

< 質問 13 >

専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、更新の保留には、どのようなものが認められるでしょうか。

【 回答 】

海外留学、出産・育児・病気・介護等による休職・退職等の理由により勤務が中断した場合に限り、最長3年間（行政機関等への人事異動の場合は、次問参照。）更新を保留することが認められます。ただし、保留期間中は、専門薬剤師・認定薬剤師を呼称することはできません。

保留をする場合は、更新申請する際に、中断期間、中断した理由、勤務が中断したことにより満たすことができなかった項目、所属長による証明などを記載した説明文書（書式自由）を添付してください。認定審査委員会で、保留の可否について個別に審査いたします。

また、更新審査においては更新条件を満たした期間が認定期間開始日から通算して5年間必要となります。

なお、保留期間を含め、認定期間満了後3年間以内に更新申請し認定を受けられなかった場合は認定を喪失しますので、ご留意下さい。

例：平成26年9月30日に認定期間が満了し、平成29年度までに更新の認定を受けられなかった場合は資格を喪失します。各年度の更新申請については、認定薬剤師は6月に、専門薬剤師は11月に案内を行いますので、申請期間等について十分ご留意下さい。

< 質問 14 >

専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、専門薬剤師・認定薬剤師を取得後、保健所への異動があり専門的業務に従事できなかった期間が3年間あります。現在は県立病院において専門的業務に従事していますが、更新時の取り扱いはどのようになるのでしょうか。

【 回答 】

行政機関等への人事異動により中断した期間を除いて、専門業務に従事した期間が5年間を満たす場合に、認定審査委員会で個別に審査いたします。ただし、更新の保留期間は最長5年間です。また保留期間中は、専門薬剤師・認定薬剤師を呼称することはできません。

更新申請する際に、中断期間、中断した理由、行政機関等への人事異動により満たすことができなかった項目などを記載した説明文書（書式自由）と辞令文書等を添付してください。

また、更新審査においては更新条件を満たした期間が認定期間開始日から通算して5年間必要となります。ただし、資質の担保を継続的に行うために、更新に必要な条件のうち「（1）認定期間中継続して、日本病院薬剤師会の会員であること。ただし、別記1に定める団体のいずれかの会員であればこれを満たす。」「（2）認定期間中継続して、日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師であること。ただし、日本医療薬学会認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師、日本臨床薬理学会認定薬剤師いずれかであればこれを満たす。」については、いずれも認定期間開始日から更新申請日までの全期間満たしている必要があります。

例：認定薬剤師を取得後、行政機関への異動による勤務中断が3年間ある場合には、認定薬剤師を取得してから8年間経過後より更新申請が可能ということです。

なお、保留期間を含め、認定期間満了後5年間以内に更新申請し認定を受けられなかった場合は認定を喪失しますので、ご留意下さい。

例：平成26年9月30日に認定期間が満了し、平成31年度までに更新の認定を受けられなかった場合は資格を喪失します。各年度の更新申請については、認定薬剤師は6月に、専門薬剤師は11月に案内を行いますので、申請期間等について

十分ご留意下さい。

< 質問 15 >

専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、認定期間が満了しましたが、更新条件を満たさず、その年に更新申請をしませんでした。次年度は更新申請をすることができるのでしょうか。

【 回答 】

認定期間満了後3年間は更新申請の有無、更新審査の有無、保留の有無に関わらず更新申請し審査を受けることができます。

例：平成26年9月30日に認定期間を満了する場合は、平成26年度、27年度、28年度、29年度の更新申請をすることが可能です。

更新申請する際に、更新申請しなかった理由を記載した説明文書（書式自由）を添付してください。認定審査委員会で個別に審査いたします。

また、更新審査においては更新条件を満たした期間が認定期間開始日から通算して5年間必要となります。

なお、保留期間を含め、認定期間満了後3年間以内に更新申請し認定を受けられなかった場合は認定を喪失しますので、ご留意下さい。

例：平成26年9月30日に認定期間が満了し、平成29年度までに更新の認定を受けられなかった場合は資格を喪失します。各年度の更新申請については、認定薬剤師は6月に、専門薬剤師は11月に案内を行いますので、申請期間等について十分ご留意下さい。

< 質問 16 >

専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、認定期間が満了しましたが、その年に更新申請を忘れてしまいました。次年度は更新申請をすることができるのでしょうか。

【 回答 】

質問15の回答と同じです。

< 質問 17 >

専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、認定期間が満了し、その年に更新申請をしましたが、不認定となってしまいました。次年度は更新申請をすることができるのでしょうか。

【 回答 】

質問 15 の回答と同じです。